警備員になる前の準備と提出書類のチェックリスト

応募から、新任教育・はじめての現場まで

警備員として働き始める前に、自分が警備員になれるかの確認、会社に出す書類、新任教育、はじめての現場の準備を順に確かめるためのリストです。出す書類や持ち物は会社ごとに違うので、会社の指示に合わせて書き足して使ってください。

記入した日	令和　　年　　月　　日	**氏名**	
応募した会社			
希望する仕事	☐ 施設警備（1号）　☐ 交通誘導警備（2号）　☐ 雑踏警備（2号）　☐ 身辺警護（4号）		

確かめたら ☐ に印を付け、確認した日を書きます。当てはまらない項目は ☐ に「−」と書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　自分が当てはまらないかの確認（警備業法第14条）				
1	18歳以上である（18歳未満の人は警備員になれない。第14条）	☐		
2	破産手続開始の決定を受けたことがある人は、復権しているかを確かめた（第3条第1号）	☐		
3	拘禁刑以上の刑か、警備業法に違反して罰金刑を受けたことがある人は、刑の執行を終えた日（執行を受けることがなくなった日）から5年が過ぎたかを確かめた（第3条第2号）	☐		
4	最近5年間の警備業法などへの違反、暴力団対策法による命令や指示（受けた日から3年）など、第3条第3号〜第5号に当たらないかを確かめた	☐		
5	アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒ではない（第3条第6号）	☐		
6	心身の状態は、病名で一律に決まるのではなく、警備業務を適正に行えるかどうかで判断されると知っている（第3条第7号・警察庁の解釈運用基準）	☐		
7	当てはまるか自分では判断しにくいことは、応募の前に会社に相談する	☐		
■ 2　会社に出す書類の準備				
8	何を出すかを会社に確かめた（法令で決まっているのは誓約書。ほかに履歴書・診断書などの提出や面接で確かめるよう、警察が警備会社を指導している。警察庁の解釈運用基準）	☐		
9	誓約書：欠格事由に当たらないことを誓う書面。会社が用意した様式に書く（会社は、受け取ったことなどを書類に残す。施行規則第66条第1項第2号）	☐		
10	履歴書：書き方や様式の決まりがあるかを会社に確かめた	☐		
11	医師の診断書：病院・診療所で書いてもらう。書いてもらう中身（様式）を会社に確かめた	☐		
12	住民票の写し：住んでいる市区町村で取る。本籍の記載が要るかを会社に確かめた（警備員の名簿には本籍を書く。施行規則第66条）	☐		
13	身分証明書：本籍地の市区町村で取る（運転免許証のことではない）。破産手続開始の決定などの通知を受けていないことを証明するもの	☐		
14	身分証明書は本人しか請求できない。郵送でも請求できる（札幌市の場合）。本籍地が分からないときは、本籍の載った住民票で確かめられる	☐		
15	窓口へは、運転免許証やマイナンバーカードなど、写真付きの本人確認の書類を持って行く（札幌市の場合）	☐		
16	写真：会社に言われた大きさと枚数を用意した（警備員の名簿には、3年以内に撮った縦3cm×横2.4cmの写真をはる。施行規則第66条）	☐		
17	書類を、会社に言われた期限までに出した	☐		
■ 3　新任教育の準備（警備業法第21条・施行規則第38条）				
18	働き始める前に、新任教育（基本教育と業務別教育）を受けると知っている	☐		
19	自分の時間数を会社に確かめた（警備の仕事が初めての人は、基本教育と業務別教育で20時間以上。第38条第4項）	☐		
20	最近3年間に警備の仕事をした期間、警察官の経験、検定の合格証明書があれば会社に伝えた（時間数が短くなる場合がある）	☐		
21	主に従事する警備業務の区分（1号・2号・4号）を確かめた（業務別教育の中身がこの区分で決まる。第38条第3項）	☐		
22	教育の日時・場所・服装・持ち物を会社に確かめた	☐		
23	学ぶ項目を「新任教育の項目チェック表」で見た（資料ダウンロードのページ）	☐		

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 4　服装・持ち物と、はじめての現場				
24	制服など会社から渡される物と、自分で用意する物を会社に確かめた	☐		
25	はじめての現場の集合の時刻・場所と、現場の責任者・会社の連絡先を確かめた	☐		
26	前の日に「出勤前の持ち物・身だしなみチェックリスト」で準備する（資料ダウンロードのページ）	☐		
27	現場ごとの決まりは、会社と現場の責任者の指示に従う	☐		
■ 5　検定（働きながら目指す人）				
28	警備員になるのに、検定の合格は要らないと知っている（検定に合格した警備員を置くことが決まっている業務はある。警備業法第18条）	☐		
29	2級の検定には、経験年数の受検の条件がないと知っている（1級は、2級の合格証明書を受けてから、その種別の仕事に1年以上。検定規則第8条）	☐		
30	受け方と準備は「警備員検定の受験準備チェックリスト」で確かめる（資料ダウンロードのページ）	☐		
■ 6　会社の指示・書き足すこと				
31		☐		
32		☐		
33		☐		

※ 出す書類・持ち物・教育の日程は、会社ごとに違います。リストにないことは「6」の行に書き足し、会社の指示に従ってください。
※ 欠格事由の言葉は、警備業法第3条・第14条を読みやすく言い直しています。もとの文は e-Gov法令検索で確かめられます。
※「」で書いたほかのチェックリストは、資料ダウンロードのページ（https://l-security-lit.com/downloads）で配っています。

出典（2026年10月28日に確かめました）

・警備業法 第3条・第14条・第18条・第21条・第45条（e-Gov法令検索） https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000117
・警備業法施行規則 第38条・第66条（2026年10月1日施行の版） https://laws.e-gov.go.jp/law/358M50000002001
・警察庁「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」令和6年6月27日 https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20240627hei240.pdf
・警備員等の検定等に関する規則 第8条 https://laws.e-gov.go.jp/law/417M60400000020
・札幌市「戸籍謄本、戸籍の附票など」 https://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/shomei/koseki.html ・「住民票・住民票記載事項証明」 https://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/shomei/juminhyo.html
・使い方の解説：https://l-security-lit.com/column/become-security-guard-inexperienced

ご利用にあたって

このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、勤務先の警備会社の指示に従ってください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。

このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com